

令和8年度
子どもの意見等反映推進業務委託

仕 様 書

令和8年（2026年）
滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課

1. 委託業務名

令和8年度 子どもの意見等反映推進業務委託

2. 委託業務の目的

本県は、令和7年4月1日に「滋賀県子ども基本条例」を施行し、子どもの意見の県政への反映を推進することとしており、子どもの意見を聴く場合の留意事項として、意見を表明しやすい環境整備や意見に対する適切な応答等を示している。

今般、具体的な取組をさらに進めるため、県の幅広い施策において子どもが意見表明をする機会の拡大を図るとともに、双方向性や応答性を確保しながら、子どもの意見聴取からフィードバックまでを一体的に実施できる仕組みを構築する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託業務内容

受託者は、「2. 委託業務の目的」を達成するために、以下の業務を実施すること。なお、本業務をよりわかりやすく、円滑に実施するため、受託者の創意工夫をもって内容の追加・拡充を行っても差し支えない。

(1) 子どもの意見表明のためのオンラインプラットフォームの提供

以下ア～カのとおり、登録した子ども・若者（小学生～20代）と県が双方向に意見交換を行い、子どもへの意見聴取から反映結果のフィードバックまでを一体的に実施できるオンラインプラットフォームを提供すること。

ア 実施時期

- (ア) 令和8年6月から7月上旬までに運用を開始すること。
- (イ) 運用開始後、契約日満了日まで常時システムを稼働させること。

イ オンラインプラットフォームの機能

子どもにとって親しみやすく、わかりやすい、かつ興味・関心を引くUI/UXとするとともに、下記（ア）～（シ）の機能を具備するシステムとすること。

- (ア) 任意のIDやSNSアカウント、メールアドレス等でのログイン機能
 - ・ 県公式SNS（LINE等）とのスムーズな登録・連携導線を確保すること。
 - ・ その他、委託者からの要望に応じた多様なログイン方法に柔軟に対応すること。
- (イ) ユーザー情報の登録機能
 - ・ (ア) に示したユーザー認証に必要な情報
 - ・ 居住市町や通勤・通学等により関わりのある市町、性別、生年月 等
- (ウ) 意見募集・資料掲載および登録者への通知機能
- (エ) 意識調査等で活用可能なアンケート機能

(オ)意見投稿機能（いいね等の反応を含む）

(カ)意見に対するチャット機能

(キ)投票機能

(ク)ワークショップ等の開催連絡が可能な機能

(ケ)分析機能

- ・登録者の年齢、地域等の属性分析
- ・A I等を活用した自由記述回答のリアルタイム分析
（多い意見の可視化や主要論点・類似意見の自動分類等）
- ・選択式設問の回答結果のリアルタイム集計

(コ)登録者の情報および意見データのC S V等による出力機能

(サ)登録者属性に応じた意見募集案内機能

登録者の属性に応じた意見聴取をオンラインプラットフォーム上で実施する場合、これらの事前登録情報を踏まえた表示や案内を行うこと。

（例：特定の市町に居住する子どもに限定した意見募集の案内など）

(シ)A I等による投稿監視機能

表現の自由と、誹謗中傷や個人情報の掲載等の要介入対象の見極めのバランスを考慮した上で意見の投稿前に判定し、投稿者への注意喚起を行うとともに、管理者への通知や安全が確認できるまで非表示にする等の対応を行うこと。

ウ 管理者権限の付与

(ア)受託者が作成するアカウントに対して、オンラインプラットフォームの管理者権限を付与すること。

(イ)管理者の権限範囲については、ユーザー管理、意見募集等のコンテンツの作成・公開管理、投稿データの閲覧・出力、各種設定変更等、オンラインプラットフォームの運用に必要な範囲とすること。詳細については、委託者と協議した上で決定すること。

エ 運用開始前のテスト（機能・動作確認等）

管理者権限付与後、委託者、受託者で機能および動作確認を行い、不具合が生じた場合は迅速に対応すること。

オ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティの確保のため、脆弱性対策、不正アクセス対策、ログ管理及び通信の暗号化等の必要な対策を講じること。

カ クラウドサービス要件

クラウドサービスの提供にあたっては、以下(ア)(イ)いずれかの要件を満たすこと。

(ア)当該クラウドサービス提供事業者、または当該サービスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I S M A P）へ登録されていること。

(イ)クラウドサービス提供事業者が、提供するクラウドサービスの区分に応じ、以下の認証を取得していること。

- ・ SaaS の場合： I S O / I E C 27001 認証
- ・ IaaS または PaaS の場合： I S O / I E C 27017 認証

キ その他

- (ア)令和9年3月までに約2,000人の登録および15件程度の意見聴取(およびフィードバック)を想定しており、これらの規模に耐えうるシステム(パフォーマンス、データ容量等)とすること。
- (イ)システムのサービス提供時間は、原則として計画停止を除き24時間365日とする。
- (ウ)システム稼働率は、月間98%以上(計画停止を除く)とする。なお、稼働率は、サービス提供時間から停止時間(利用者が正常に利用できない状態の時間)を除いた割合により算出する。
- (エ)運用開始後、本契約の範囲内で対応可能な軽微な機能拡充や改善については、原則として追加費用を要することなく柔軟に対応すること。
- (オ)誹謗中傷や個人攻撃、個人情報の掲載等により子どもの意見表明に対する安心・安全が損なわれないような手法を提案し、委託者と調整を行うこと。
- (カ)こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」および滋賀県「子どもの意見反映に関するガイドライン」を踏まえること。
- (キ)パソコン、タブレット、スマートフォン、GIGAスクール構想による1人1台端末等での利用に対応し、各電子端末からの接続にあたって、不具合が出ないようにすること。
- (ク)オンラインプラットフォームの愛称、システム登録した子ども・若者等の愛称を提案すること。【例：こども若者☆いけんぷらす、ぷらすメンバー(こども家庭庁)等】
- (ケ)契約日以後、オンラインプラットフォーム運用に向けた打ち合わせを速やかに実施すること。

(2) 子どもの意見表明のためのオンラインプラットフォームの運用支援・保守

ア 実施時期

委託者と調整を図り、契約期間中に運用支援を実施する。

イ 業務内容

- (ア)委託者からのシステム上の問い合わせに対応できる体制を整備しておくこと。なお、問い合わせ対応時間は、原則として県の執務時間内(平日(滋賀県の休日定める条例第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。)の8時30分から17時15分の間)とする。ただし、重大な情報セキュリティインシデントが発生した際は、県の執務時間外であっても1時間以内に委託者へ連絡し、一次対応を行うこと。
- (イ)システムで不具合が生じた場合は、受託者が迅速に対応できる体制を整えること。
- (ウ)運用開始前に、利用者向けと管理者向けの操作マニュアルを作成すること。利用者向けマニュアルは、子どもが理解しやすい表現を用いること。
- (エ)データのバックアップは、原則として1日1回以上の頻度で定期的取得し、容易に復旧可能であること。
- (オ)子どもに対する問いの設定や、委託者が作成した子ども向け資料に対して助言を行うこと。
- (カ)オンラインプラットフォーム上で意見を募集するための資料等のデザインについては、受託者が定型様式を作成し、その定型様式を委託者が編集し、使用出来るように準備すること。

(キ)受託者は、定期的な業務進捗確認および相談対応のため、原則として月1回程度の定例会議を開催すること。会議は原則オンラインで実施することとし、日時は委託者との協議の上、決定することとする。

(ク)運用開始後、運用・保守方法

(ケ)について変更が必要な場合は、委託者と協議した上で変更に対応すること。

(3) 子どもの意見表明のためのオンラインプラットフォームの登録周知

ア 実施時期

(ア)広報物作成業務：オンラインプラットフォーム運用開始前

(イ)広報活動（周知）：オンラインプラットフォーム運用開始後

イ 業務内容

(ア)広報物作成業務

- ・オンラインプラットフォームへの登録を周知するための広報物(チラシ等)の原稿を運用開始前に作成し、電子データを委託者に提出すること。
- ・子どもが興味を持つようなデザインとし、登録手順等の掲載を行うこと。

(イ)WEB広告の実施

L I N E や Instagram 等の SNS でのWEB広告を実施すること。

(4) 対面型意見聴取の実施

ア 実施時期

委託者と調整の上、契約期間中に滋賀県内で3回実施すること。

イ 業務内容

(ア)小学生から高校生世代を対象としたワークショップを実施する。

(必要に応じて保護者同伴とすること。なお、参加者に旅費は支払わない。)

(イ)ワークショップを行うために、子どもへの連絡調整および必要なサポート等を行うこと。

(ウ)各回は2時間程度とし、20名程度の参加者を募り、県が提示するテーマ(1テーマ/日)に対して意見を聴取すること。

(エ)子どもの募集、とりまとめについては受託者が実施し、参加者の情報について、委託者に提供すること。

(オ)意見を出しやすいようにワークショップ手法を活用するとともに、オンラインプラットフォームとのハイブリット型※で実施すること。

※例：プラットフォーム上での意見聴取を踏まえた意見交換や、対面で出された意見をリアルタイムでプラットフォーム上に掲載する等

(カ)受託者が派遣するファシリテーターが全体の進行を行うこと。

(キ)開催地域のバランスを図るため受託者と協議の上委託者が会場を選定する。会場費用は受託者負担とする。

(ク)ワークショップ内で出た意見は報告書としてまとめ、オンラインプラットフォーム等を活用し、参加者に内容の確認を行うこと。また、参加者から修正の申し出があった場合は、修正すること。

(5) 子ども向け資料の作成

ア 実施時期

委託者と協議の上、契約期間中に作成する。

イ 業務内容

オンラインプラットフォーム上での年間約 15 件の意見聴取のうち、受託者と調整の上委託者が指定する4件について、以下（ア）～（ウ）の要件を満たし、今後の作成の模範となるような子ども向け資料を作成すること。

（ア）作成する資料は、意見聴取対象とする子どもにとって親しみやすく、わかりやすい内容の資料（5～10 ページ程度）とすること。資料に記載する内容は、委託者が提供する。

（イ）資料の種類は、意見聴取の際に使用する事前学習資料または意見聴取後のフィードバック資料のいずれかとし、委託者と協議の上決定すること。

（ウ）子ども向け資料の本文は、漢字にルビ振りを行うとともに、イラスト等を用いて読みやすくすること。

(6) 子どもの意見聴取に向けた滋賀県職員、県内市町職員等研修の実施

ア 実施時期

令和8年10月末までに1回実施

イ 業務内容

子どもの意見聴取に向け、滋賀県職員、県内市町職員等を対象とした研修を実施すること。

ウ 研修内容

子どもの意見表明権や意見聴取にあたって留意すべき事項等について研修を実施すること。なお、開催手法（オンラインまたは対面）や詳細な内容については、委託者と協議の上、決定すること。

エ 受託者は研修資料について、事前に委託者に電子データで提供すること。

オ 対面で実施する場合、会場の準備・手配・費用の負担については委託者が行う。

(7) 業務報告書作成

ア 実施時期

契約満了日前まで

イ 業務内容

受託者は契約日満了前に、業務全体の業務報告書（任意様式）を作成し委託者に提出すること。

(8) その他

(1)～(6)の実施についてのスケジュール表を作成し、契約後速やかに委託者に提出すること。

5. 全体スケジュール

想定する業務期間は下表のとおり。詳細は受託者の提案を踏まえて、県と協議のうえ決定することとする。

	R8.5	6	7	8	9	10	11	12	R9.1	2	3
契約	★										
子どもの意見表明のための オンラインプラットフォーム											
デザイン	→										
テスト		→									
導入作業			→								
運用開始			↔								
運用支援	→										
広報関係											
チラシ作成	→										
SNS 広告			←					→			
その他											
対面型意見聴取			←					→			
子ども向け資料作成	←										→
研修実施			←				→				

6. 成果物の提出

成果物は下記のとおりとし、委託者に電子データで納品すること。なお、受託者の提案を委託者が承認した場合は、成果物の種類、内容、提出方法等を変更することができる。

- ア 4 (1) 滋賀県のオンラインプラットフォームに係るデザインデータ
- イ 4 (3) 滋賀県のオンラインプラットフォームの広報物（チラシ等）
- ウ 4 (1) 登録者の情報および意見データ一覧
- エ 4 (2) 運用・保守に係るドキュメント（実施計画、体制図、その他運用に係るもの）
- オ 4 (2) 滋賀県のオンラインプラットフォームに係る操作マニュアル
- カ 4 (4) 対面型意見聴取の報告書（概要版・任意様式・対面3回分）
- キ 4 (5) 子ども向け資料
- ク 4 (6) の研修資料
- ケ 4 (7) 業務報告書

・納品後に委託者において改変が可能となるよう、以下のファイル形式も併せて納品すること。

成果物ア～イ：編集可能なベクター形式のデータ（A I形式等）またはそれに準ずる形式

成果物ウ～ケ：MS Office 2021以降（Word、ExcelまたはPowerPoint）の既定のファイル形式

・成果物ア～ケについて、必要に応じて更新を行い、委託者の承認を得て最終版とすること。

・成果物ア～ケの著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、委託料の完済をもって受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。ただし、委託料の完済前に必要に応じて、受託

者は県に対し、著作物の利用を許諾すること。

7. 業務遂行に関する留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ア 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- イ 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ウ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- エ 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- オ 個人情報等の特に重要な情報については、漏洩、改ざんを防ぐため厳重に管理するとともに、本業務の目的以外で利用してはならない。

(2) 法令遵守

本業務の遂行に当たっては以下をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

- ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ウ 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（別記参照）

(3) 業務の遂行

- ア 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、委託者と協議の上、決定する。
- イ 業務の遂行にあたり、受託者は業務の遂行状況について委託者に随時報告するとともに、連携を密にすること。

(4) 電子メールの外部送信

電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を県へ報告すること。

(5) その他

- ア 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- イ 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、作業を実施すること。
- ウ その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、委託者と受託者が協議の上定めること。

別記

滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」

(データおよび入出力帳票の管理)

第1 データおよび入出力帳票を県の外部で持ち運ぶ場合またはインターネットメール等により県へ送信する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に県の許可を得ること。
- (2) 鍵付きのケースへの格納、暗号化、パスワードの設定など、不正利用の防止および機密性を保持するための措置を講ずること。
- (3) 盗難、紛失等のないよう厳重に管理し、委託事業者のシステム機器以外では取り扱わないこと。
- (4) インターネットメール等により県以外の外部に送信する場合は、パスワードは伝達せずに、あらかじめ受信者と合意したパスワードを設定するか、電話等の別手段を用いてパスワードを伝達すること。

第2 データおよび入出力帳票を取り扱う作業を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ファイル交換プログラムが記録されたシステム機器を用いないこと。
- (2) 取り扱ったデータおよび入出力帳票は、削除または県へ返却すること。

第3 データおよび入出力帳票が委託事業者以外の外部の者により、使用または閲覧されることがないように、離席および退室時においては、端末のロックや記憶媒体、入出力帳票の容易に閲覧されない場所への保管等を行わなければならない。

(ネットワークの接続制限)

第4 委託事業者のシステム機器を県のネットワークに接続してはならない。ただし、県の許可を得た場合はこの限りでない。

(ウィルス等対策)

第5 コンピュータウィルス等の不正プログラム（以下「ウィルス等」という。）の対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ウィルス等対策プログラムを常時稼働させておき、委託事業者のシステム機器がウィルス等に感染していないか定期的に確認すること。
- (2) ウィルス等対策プログラムのパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
- (3) 県とのデータまたはプログラムの受渡しを行う前には、必ずウィルス等チェックを行うこと